

円、令和元年度が約三億二千五百万円でございます。す。

そのうち、本会議及び委員会の会議録に関する費用の額は、平成二十六年度が約二億三千七百万円、令和元年度が約一億六千万円でございます。

○衆議院事務総長（岡田憲治君） 衆議院における議案類印刷費の決算額は、平成二十六年度は約五億八千五百万円に対し、令和元年度は約四億六千七百万円となっております。

そのうち、会議録の印刷等に要した費用は、平成二十六年度は約二億九千三百万円に対し、令和元年度は約二億三千百万円となっております。

○吉川沙織君 平成二十六年度決算分と今回の審査対象である令和元年度の決算における議案類印刷費と会議録の推移、教えていただきました。平成二十六年度と今回対象の令和元年度決算において、議案類印刷費も会議録の費用も低減をしています。

私は、この平成二十八年四月二十日の当委員会において、参議院規則の中に「印刷して各議員に配付する。」とされた条文番号を全て紹介して、時代背景や財政環境を取り上げて、そろそろ見直す必要があるのではないかと指摘申し上げました。その後、一部ではありますが、ペーパーレスの取組が一定程度進んだ結果が今回の決算であると思えます。

議案類印刷費に含まれる会議録、これは憲法第五十七条にも規定されるように重要なものですが、参議院事務総長と衆議院事務総長にそれぞれから改めて会議録の重要性について答弁をいただきましたと思います。

○事務総長（岡村隆司君） 憲法五十七条一項は会議の公開原則を定めておりますが、本会議の会議録にしましては、この原則を担保するものとして、保存、公表、頒布が同条二項で規定されております。

委員会の会議録に関しては憲法上の定めはございませんが、参議院規則五十六条において会議録の作成について規定されております。

会議録は会議体が生み出す大切な宝物であり、会議の議題、議事、発言等が記録され、永久に保存されることで、将来にわたって参照され続けるという点で非常に重要なものと認識しております。

○衆議院事務総長（岡田憲治君） お答えいたします。

議院の会議録につきましては、憲法第五十七条第二項でその保存、公表、頒布を義務付けております。その趣旨は、議院の会議の内容を国民の前に明らかにし、議院の活動を国民の監視の下に置こうとするものでございまして、このような意味で会議録は議会制民主主義にとりまして大変重要な役割を担うものであり、院に永久に保存される

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織でございます。

本日の省庁別審査は国会所管も含まれることから、前回、私、平成二十八年四月二十日、当委員会で質疑に立っておりますので、その比較から行わせていただきたいと思います。

平成二十八年四月二十日の当委員会においては、平成二十六年度国会所管歳出決算から議案類印刷費を取り上げました。平成二十六年度と今回の審査対象である令和元年度における議案類印刷費と、そのうち会議録に関する費用の推移について、参議院事務総長、衆議院事務総長にそれぞれお伺いいたします。

○事務総長（岡村隆司君） 議案類印刷費の支出済歳出額は、平成二十六年度が約四億四千六百万

ものと認識をしております。

○吉川沙織君 今、参議院事務総長、衆議院事務総長からそれぞれ、会議録が憲法の定めにあるということ、それから議会制民主主義にとって大変重要な役割を担うからこそ院に永久に保存される宝物であるという答弁がありました。

実は、同じ問い、平成二十八年四月二十日の決算委員会でもさせていただいております。当時の参議院事務総長からも、当時の衆議院事務総長からも同様の答弁をいただいております。そしてまた、今日もこうやって省庁別審査の五回目行われておりますし、私たちの発言、それから政府や国会側の答弁というものは全て会議録として残っていくものであります。だからこそ、事実と異なる部分があつてはならない、こういうものだと思います。

その会議録はもちろん政府答弁も含まれるわけですが、令和二年十二月二十四日、前内閣総理大臣が衆参両院議長に対し、国会で答弁した内容の答弁訂正の申入れを行ったと承知しておりますが、その内容について参議院にお伺いいたします。

○事務総長（岡村隆司君） 昨年十二月二十四日、安倍晋三衆議院議員から議長に対し、答弁訂正に関する発言の申出が文書でございました。

本文を読み上げます。

「私が、本会議及び委員会において、内閣総理

大臣として行った答弁について、事実と異なる部分があることが判明いたしましたので、答弁を訂正する発言を行わせて頂きたいと存じます。お取り計らいのほど、よろしくお願い申し上げます。」

以上が文書の内容でございます。

○吉川沙織君 この申入れについては、同日、衆議院議長に対しても行われたと承知しておりますが、それでよいか、衆議院側にお伺いいたします。

○衆議院事務総長（岡田憲治君） そのとおりでございます。

○吉川沙織君 令和二年十二月二十四日、衆参両院議長に対して前内閣総理大臣から、本会議や委員会で行った答弁について事実と異なる部分があるという申出がございました。で、答弁を訂正する発言を行わせていただきたいということであつたんですが、では、会議録の訂正はどのような手続によって行われるのか、参議院事務総長に伺います。

○事務総長（岡村隆司君） 会議録の訂正については、参議院規則百五十八条において、「発言した議員は、会議録について、各議員への提供がなされた日の翌日の午後五時までに、発言の訂正を求めることができる。ただし、訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。」と規定されております。

参議院先例録三八六においても、議院の会議に

おいて、発言した議員、国務大臣等は、発言の趣旨を変更しない限り、発言の字句の訂正を求めることができるが、その申出は、会議録配付の翌日の午後五時までとするとされております。

○吉川沙織君 今、事務総長から、参議院規則第百五十八条並びに参議院先例録三八六を引いて、会議録を訂正する場合のルールについて答弁をいただきました。

二つとも共通するのは翌日午後五時までということになっていますが、じゃ、訂正期限を過ぎた場合の取扱いはどうなるのか、併せて参議院に伺います。

○事務総長（岡村隆司君） 先ほどの参議院規則百五十八条の規定によりまして、訂正の期限を過ぎた発言の訂正は認められていないところでございます。

○吉川沙織君 令和二年十二月二十四日に前内閣総理大臣が衆参両院議長に対して行った「答弁訂正に関する発言の申出について」と思われる部分は、多分、令和元年十一月二十日以降の答弁ですので、翌日の午後五時以降はとくに過ぎていないということになります。

ただ、令和二年十二月二十四日に前内閣総理大臣から衆参両院議長に対してこのような申出があったことから、その機会として、立法府は、翌十

二月二十五日の議院運営委員会にて、その申出の機会を設けるための委員会を開会いたしました。

私も、十二月二十四日、この件を議院運営委員会理事会で扱い、本件につき、どの部分が、どの部分を訂正したいのか教えてくださいと、具体的に、お願いし続けているんですが、十二月二十五日の参議院の議院運営委員会においても、それ以降の議院運営委員会においてもいまだ明らかになつていないところです。

本件について、令和元年十一月二十日から令和二年三月四日までの衆議院及び参議院の本案議及び委員会において、一つ、事務所の関与の有無、二つ、明細書の有無、三つ、差額の補填の有無について、前内閣総理大臣が答弁している回数を衆議院調査局と参議院に伺います。

○衆議院調査局長（佐野圭以子君） お答えいたします。

昨年十二月に調査依頼を受けました衆議院の調査室におきまして、桜を見る会前日の夕食会に關し、先生御指摘の三点について、安倍前総理大臣の答弁回数を調査いたしましたところ、事務所の関与の有無についての答弁は七十回、明細書の有無についての答弁は二十回、差額の補填の有無についての答弁は二十八回あり、合計で百十八回でございます。

なお、答弁回数のカウントに当たりましては、

一続きの答弁の中で同じ内容が複数回言及されている場合や答弁の間に委員長の議事整理の御発言が入っている場合もそれぞれ一回としてカウントさせていたいております。答弁回数につきましては、どの発言を含めるのか、またどの発言を一回とカウントするのか等によって回数が変わり得ますことを御理解いただければと存じます。

○事務総長（岡村隆司君） 安倍前内閣総理大臣が総理在任中に桜を見る会のいわゆる前夜祭に關連して答弁されたものにつきまして、参議院及び衆議院の本案議、委員会の会議録を対象に調査室で調べました結果、事務所の関与の有無についての答弁は七十回、明細書の有無についての答弁は二十五回、差額の補填の有無についての答弁は二十七回、合計で百二十二回の答弁を確認しております。

○吉川沙織君 衆議院のカウントでは百十八回、参議院のカウントでは百二十二回ということでした。衆参の調査結果でこれ違いが出ているということになります。衆議院調査局長の今の答弁にございましたとおり、どの発言を含めるのか、どの発言を一回としてカウントするのかによって違いが出るのは当然のことだと思います。事実と異なる部分については、答弁者たる前内閣総理大臣しか分かり得ないことだからです。

私自身も当該会議録全てに目を通しましたが、

差額の補填の有無や事務所の関与の有無について、明らかに事実と反する答弁が多くありました。つまり、事実と反する会議録がそのまま公開されてしまっている状態に相違なく、憲法に規定される会議録の信頼性が揺らいでしまいます。また、院に永久に保存される以上、後世の参照にも私は堪えられないと思います。

法規、先例上、先ほども申し上げましたとおり、会議録の訂正はできないとしても、事実と反する箇所がせめて明らかにしなければ説明責任を果たしたということにはならないと思います。政府の長たる総理の答弁であり、これを明らかにすることが行政監視の観点からも必要であると考えます。

その行政監視機能については、平成三十年六月一日、参議院改革協議会報告書、「参議院における行政監視機能の強化」が各党派合意の下、取りまとめられました。この改革報告書が取りまとめられてから来月一日で三年が経過することになります。この間の活動実績等についてお伺いしたいと思います。

改革報告書に基づき、新たな行政監視の年間サイクルの起点となる本案議質疑は、初めて行われたのが昨年六月五日であり、私自身も本案議質疑、立たせていただきました。

では、昨年六月五日以降、行政監視委員会及び

小委員会が質疑を行った日付について、参議院事務総長に伺います。

○事務総長（岡村隆司君） 令和二年六月五日の本会議の後、行政監視委員会において質疑が行われましたのは、本年四月七日と四月十九日の二回、国と地方の行政の役割分担に関する小委員会において質疑が行われましたのは、令和二年十一月三十日、本年四月十二日と四月二十六日の三回でございます。

○吉川沙織君 親委員会が二回、小委員会が三回という答弁でございました。

では、昨年の臨時会は、新型コロナウイルス感染症の感染者が急増する中で、会期を延長することなく閉会をいたしました。感染状況や直面する課題を踏まえ、閉会中審査を行った委員会もあると承知しております。

昨年、臨時会閉会後を含め、新たな年間サイクルが始まった令和二年六月五日の本会議以降、行政監視委員会は閉会中審査を行いましたでしょうか、参議院事務総長に伺います。

○事務総長（岡村隆司君） 令和二年六月五日の本会議の後、行政監視委員会の閉会中の開会はございません。

○吉川沙織君 平成三十年六月一日にまとめられました改革協報告書では何て書いてあるかと申し上げますと、行政監視委員会の通年的活動のため、

閉会中も活動すると明示されていたことから、会派として閉会中審査を要求したにもかかわらず、実現しませんでした。

また、先ほども申し上げましたが、トータルで親委員会、小委員会合わせて五回の質疑のうち、四回は先月四月に集中しており、これって通年的と言えるのか、甚だ疑問です。通年というのは年間を通してという意味に解するのがごく自然なことではないかと思えます。

改革協報告書ではこうも書いてあります。申し上げます。「より充実した調査を行うため、行政監視委員会の委員数の増員を行う」と明記されました。

行政監視委員会の委員数の増員について参議院に確認いたします。

○事務総長（岡村隆司君） 行政監視委員会の委員数につきましては、平成三十年六月の参議院改革協議会報告書において、「より充実した調査を行うため、行政監視委員会の委員数の増員を行うものとする。」とされたことを受けてまして、同年七月に参議院規則が改正され、令和元年の通常選挙後に召集された第九十九回国会より、三十名から三十五名に増員されたところでございます。

○吉川沙織君 行政監視委員会は、それまで三十名だったところが、より充実した調査を行うために規則を改正して三十五名になったということでは、

す。

では、これまで設置された小委員会、国と地方の行政の役割分担に関する小委員会の委員数について参議院にお伺いいたします。

○事務総長（岡村隆司君） 小委員の数は十七名でございます。

○吉川沙織君 昨年秋以降、親委員会の質疑は対政府質疑一回、参考人質疑一回の計二回、小委員会の質疑回数は三回、仮にトータルで合わせたとしても五回で今期の活動を締めくくるということになってしまえば、親委員会、小委員会を通じて質疑する機会がないままに委員会を外れる議員も出てくることになるでしょう。

また、小委員会が一個、複数設置してこの前も答弁あったんですけど、小委員会が一つだけの状況で、小委員会の方の活動が主体となれば、小委員会に所属していない十八、三十五から十七引けば十八人余りますので、十八人の委員は行政監視委員会の調査の充実に貢献していると言えるのか、これも甚だ疑問です。委員三十五名全てが活動することを前提に予算が組まれているのではないかとともに思います。

先週五月十二日の倫理選挙特別委員会において、参議院議員定数増を内容とする平成三十年改正公選法の質疑の際、発議者の自民党議員がこう答弁していたと紹介しました。行政監視委員会では、

各省庁の問題や不祥事に対し、閉会中も含め通年的や、小委員会の複数設置により常時目を光らせていく、こういう答弁があった。にもかかわらず、今ほど確認させていただきましてとおり、現状は著しくそこがある、これも五月十二日の委員会で私、指摘申し上げました。この指摘に対し、自民党議員からは、昨年四月十三日の行政監視機能の強化に関する申合せについて触れ、申合せ事項に沿って委員会の運営がなされている旨、答弁がございました。

改革協報告書は、本院ウェブサイトにも、本院の今後の取組方針として国民に広く公開しています。一方で、この申合せは公開されていません。

では、この答弁で触れられた行政監視機能の強化に関する申合せの概要について参議院に伺います。

○事務総長（岡村隆司君） 令和二年四月十三日、行政監視委員会理事会において合意されました行政監視機能の強化に関する申合せは、参議院改革協議会報告書で提言された参議院の行政監視機能の強化を具体化するための行政監視委員会の運営方針等を含めとしており、一、行政監視委員会の在り方（基本原則）、二、調査に当たつての視点活用対象等、三、審議ルール、四、新たな行政監視の年間サイクルの四項目から構成されております。

○吉川沙織君 基本的に参改協報告書をなぞったような内容にはなっておりますが、では、この申合せにおける調査項目の選定に関する記述はどうなっておりますか。

○事務総長（岡村隆司君） 行政監視委員会理事会申合せには、「本委員会は議題についての自由な質疑を旨とし、調査項目の具体的な選定については、理事会において協議する。」と記されております。

○吉川沙織君 参議院規則第四十二条第一項は議題に関する委員の発言について定めていますが、その内容について教えてください。

○事務総長（岡村隆司君） 本院規則四十二条一項におきましては、「委員は、議題について、自由に質疑し、意見を述べることができる。」と規定されております。

○吉川沙織君 つまり、去年四月十三日の申合せは、本委員会は議題について自由な質疑を旨として書いてあり、本院規則第四十二条第一項は、議題について自由に質疑することを定めています。では、行政監視委員会の調査事件についてお伺いいたします。

○事務総長（岡村隆司君） 行政監視委員会の調査事件は、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査でございます。

○吉川沙織君 委員会における国政調査は、議案

の審査及び調査事件の調査のため、それぞれの所管に応じて行われております。

行政監視委員会では対政府質疑が行われた今期最初の四月七日の委員会冒頭で諮られたのが調査事件であり、従来から行政監視委員会は、行政監視行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を調査事件として調査を行ってきました。この点に関して、参改協報告書や委員会申合せの前後で変化は全くございません。

行政監視は、行政全般を対象とする広い概念です。参議院規則の規定と行政監視委員会の調査事件から委員会の申合せを解釈すれば、行政全般を対象として自由に質疑し意見を述べることができるとが大原則です。つまり、委員会申合せは、報告書の具体化のため調査項目の選定を行う、その一方で、各議員の質問権を十分に尊重していくことを合意したものであり、調査項目は質問権を制約することがあってはならないと言えます。

平成三十年六月一日の参改協報告書では、こうも書いてあります。「決算審査の充実とともに、行政の適正な執行を監視、監督することを活動の柱の一つ」とするものとされました。

決算委員会の委員数についてお伺いいたします。

○事務総長（岡村隆司君） 決算委員会の委員の数は三十名でございます。

○吉川沙織君 決算委員会、この委員会でございます

ますが、三十名の委員の数です。行政監視委員会

は、決算委員の委員数三十名を超える三十五名を擁するに至った以上、行政監視委員会はこの決算委員会に見劣りしない活動を行っていく体制は整ったということが言えるのではないかと思います。

決算審査の充実については、昭和四十六年以降、参議院改革のテーマとして議論が重ねられてきました。一方、平成十年に参議院改革の一環として設置された行政監視委員会は、平成三十年六月一日の参改協報告書で院全体として取り組むとされながら、議論の蓄積は十分になされていません。

決算審査については、長年にわたる努力の結果、今日行っている省庁別審査もそうですが、年間の審査の流れ、定着していますが、基本的な審査過程について参議院事務総長に伺います。

○事務総長（岡村隆司君） 決算につきましては、本会議で報告質疑が行われた後、決算委員会においてまず概要説明を聴取し、質疑が行われております。

決算委員会における質疑は、通常、全般質疑、省庁別審査、准総括質疑、締めくくり総括質疑の順で行われております。その後、決算委員会で採決が行われ、本会議に上程されております。

○吉川沙織君 この決算委員会は、本当、参議院改革協議会、それから参議院改革の一環として昭和四十六年から何度も議論をされ、今の形

になっていきます。

例えば、平成十五年五月七日、参議院改革協議会で決めたことの一つに決算の早期提出がありま

す。平成十五年度決算以降は会計年度翌年の十一月二十日前後に国会に提出するよう政府に要請をし、平成十六年十一月十九日に平成十五年度決算が従来よりも時期を早めて提出されるに至っています。

今では当たり前のように、今事務総長から答弁があつたとおり、本会議で報告聴取、概要説明、全般質疑、行われています。この本会議報告聴取も、それから全般質疑も締めくくり総括質疑も、基本的に全大臣が、総理始め全大臣が出席し、NHKの中継入りで行われるということが通例になっており、院全体として取り組む強い姿勢を示すのに有効なロールモデルとなっています。

これに参改協報告書で示されたテーマ別の小委員会や副大臣を活用した機動的な活動を組み合わせていくことで、委員数増、それから、行政監視委員会、定員数を増やしたのは、平成三十年改正公選法で、私たちは反対しましたけれども、参議院議員定数増と特定枠を導入することに伴って、ある意味アリバイ的ななされたものではありませんが、院全体として取り組むという強い姿勢を公表して示したのですから、それはふさわしい活動の体裁を整えていかなければいけないと思います。

来月上旬には政策評価の年次報告が提出され、

本会議報告聴取、質疑を行うこととなります。次期年間サイクルの始動に当たっては、この決算審査と遜色ない活動の第一歩として、本会議への総理出席を会派を超えて実現していく必要があるのではないかと思います。

国会における行政監視とは、行政の誠実ではない活動、行政による不正あるいは不当な活動を国会でただすことにあります。立法府がその事実関係をただすことについては、与党か野党かは関係なく、その機能の発揮であり、異論はないはず。その場合こそ、この決算委員会だったり行政監視委員会、行政監視委員会は行政監視機能を有する立法府の委員会です。

行政監視機能の強化を本院の活動の柱とすると、会派を超えて合意した参議院改革協議会の報告書は、国民に対する本院の意思表示であるということとを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。